令和７年度　学校いじめ防止基本方針

津和野町立日原中学校

１　学校いじめ防止基本方針

本校は３つの校訓のうちの「友愛」を受けて、他者を認め、関わり合える生徒を「めざす生徒の姿」の一つに掲げ、安心して学べる学校づくりを全校体制で進めている。特に、生徒同士、生徒と教職員の間の温かい人間関係を基礎として教育活動を展開し、豊かな体験活動によって、生徒も周りの大人も人としてともに成長する学校を目指している。

また、保・幼、小、中の連携や学校・家庭・地域の連携を密にとりながら、就学前から小学校、中学校と地域がともに子どもを育てる体制を整えてきており、その成果を上げている。

ただ、多感な思春期にある生徒たちを取り巻く社会環境は大きく変化し、コミュニケーション能力の育成、基本的生活習慣の確立など取り組まなければならない課題も多い。日々の学校生活において人間関係について悩んだり、いじめなどの問題が起きたりする場合がある。生徒が安心して生活し学ぶことができる学校を作るためには、まず「いじめ」の予防と早期発見、そして迅速で適切な対応を全教職員で努めていかなければならない。

いじめは、冷やかしやからかいなどのほか、ＳＮＳなど情報機器を介した人権侵害、暴力行為に及ぶものなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。

また、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしてしまったりするなど、深く傷つき、悩む事案が起こることも予想される。

そこで、生徒たちが意欲を持って充実した学校生活を送れるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

２　いじめとは

（１）いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（ＳＮＳなどを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（２）いじめに対する基本的な考え方

・「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識
・「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識
・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識
・被害生徒を守り抜くという姿勢で対応
・加害生徒には「自らの行為の責任を自覚させ、二度といじめをさせない」という姿勢で対応

（３）いじめの態様・・・ いじめの態様には、以下のものなどが考えられる。

〇冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
〇仲間はずれ、集団による無視をされる。
〇軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
〇ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
〇金品をたかられる。
〇金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

〇いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
〇インターネットや携帯電話等で誹謗中傷やいやなことをされる。

３　いじめ防止対策としての校内体制

【未然防止的取組】

〇人権教育を基底にした教育活動を推進し、仲間づくりをしっかりと進める。いじめが起きた場合も、子ども同士の強固なつながりにより解決をめざす姿勢を大切にする。

生徒理解

授業中や休み時間での生徒との会話やふれあいなどを大切にして、生徒理解を深める。学年部を中心に教職員で連携してチームで一人一人への支援を行う。また、家庭とも良好な関係を築くよう努める。学期毎の生活アンケートやQ-Uテストなどを活用する。

生徒の欠席についても表面的に捉えるのではなく、状況に応じて、きめ細かく理由や背景を把握するように努める。

情報共有

適切な指導、支援ができるよう、教職員間で生徒の状況や様子について情報の共有を密に行う。必要に応じて職員間での研修や生徒への理解教育などにつなげる。

教育相談

学期に 1 回教育相談期間を設け、生徒個人の抱える悩みや課題を聞き，注意や対応を要する情報の共有を行う。また、生徒のサインに気づくよう努め、状況に応じて適宜相談活動を行う。

情報モラル・情報リテラシー教育

インターネットを通じたいじめに巻き込まれていないかの把握に努め、課題や対処法などについて，各学級で指導を行うとともに保護者にもその危険性について研修会等で啓発を進める。

保小中連携・地域との連携

異校種間相互の授業参観や情報交換、ＰＴＡ活動の連携等を行い、児童生徒理解を深めるとともに教職員間の連携を強化する。２学期に６年生との小中交流会を行うなど「中１ギャップ」の解消に努める。民生児童委員や学校評議員とも連携を図り、生徒の支援体制を整える。

ＳＣの活用

ＳＣによる全校生徒一人一人との個人相談を行い，教職員には話しにくいことなどを聞いてもらえる場を設定する。また、生徒の自己肯定感・自己有用感を高めたり、ストレスマネジメント・ソーシャルスキルトレーニングの授業をＳＣのアドバイスを受け、実施したりする。

生徒指導主事・学級担任・養護教諭と連携して、いじめ防止に役立つ研修を行う。

相談窓口の周知

いじめやハラスメントに関する窓口を養護教諭とし、生徒や保護者へ周知する。

いじめ防止対策委員会

校長、教頭、生徒指導部、ＳＣ、ＳＳＷ、ＰＴＡ役員等をメンバーとした組織を設置し、校内で作成したいじめ防止に対する具体的なマニュアルやいじめ防止のための年間指導計画に基づき、助言を受けながら検討し、協力体制を整える。

学校評価

教職員、生徒、保護者等により、いじめに関する学校評価を実施し、学校の取組を分析し、今後の指導の改善に活かす。

関係機関との連携

児童相談所や医療機関、警察署等との連携を図り指導に活かす。

【対処的取組】

いじめについての問題行動が起こった場合の対応

いじめ事案発生

↓

関係・目撃職員が対応

↕

生徒指導主事に連絡・相談 ⇔（連絡／指示） 管理職 ⇔（連絡／指示） 町教育委員会

↓

いじめ問題対策協議会の設置 ⇔ 関係諸機関と連携（情報提供）

↓

生徒指導主事・関係職員が関係生徒への指導

↓

関係保護者への連絡

【構成メンバー】
管理職、生徒指導部、関係職員、担任、ＳＣ、ＳＳＷ、ＰＴＡ役員等

・事実確認調査
・情報収集　・情報提供
・役割分担　・再発防止策

被害者側：担任が生徒指導主事または管理職同伴で家庭訪問を行い、状況と対応について説明する。
加害者側：生徒と一緒に来校してもらい、校長同席のもと状況と対応について担任（または生徒指導主事）が説明し、管理職からも指導を行う。

いじめ解消の判断基準

１）いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間（３か月が目安）継続していること。
２）被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

関係生徒に対してその後の様子の確認･心のケア

保護者に対する密な連絡、支援

必要に応じてＳＣや関係機関との連携

機をみて、保護者への全体説明・ＰＴＡ研修など家庭との連携を図り、再発防止対応を行う。

いじめられた生徒への対応

・人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し、親身な指導、悩みを受け止め支える指導を実践するとともに、指導の記録をきちんと取る。
・保護者に対して、事実を説明するとともに、今後の指導方針や再発防止体制を説明し理解を得る努力をする。また、適宜家庭訪問を行い、状況報告していく。
・全職員に事実報告をし、いじめられた生徒が安心して学校生活が送れるよう全職員で支援を行う。
・養護教諭やＳＣと連携し、メンタルヘルスケア等を行い、自信や存在感を持たせる場の提供を行う。
・町教育委員会に事実関係を報告するとともに指示を受ける。

いじめた生徒への対応

・事実確認を行い、いじめは許さないという毅然とした指導を行う。また、継続的に指導をして相手の思いや自己の行為の責任を自覚させ、二度といじめを起こさない環境を構築する。
・いじめに至った原因や背景を明確にし、よりよく生活していくことができるよう支援を行う。
・家庭に事実と指導経過の報告を行うとともに、家庭での様子を確認し、今後の指導を協力してできるようにする。

学校としての取組

・いじめがあった事実を真摯に受け止め、学校環境等の改善策を協議し、豊かな人間関係を育むための指導方法の改善を図る。
・学級指導の見直しや授業改善を図りながら生徒が充実した学校生活を送れるよう環境の改善を図る。
・保護者会や学校公開等を実施し、保護者や地域と課題を共有しながら、いじめのない学校づくりに努める。

【重大事態発生時の措置】

◎ **重大事態とは**

生徒が自殺を企図した場合
生徒が相当の期間（３０日以上）学校を欠席することが余儀なくされている
生徒に精神性の疾患が発生した場合
生徒が身体に重大な障害を持った場合
生徒が金銭を奪い取られた場合
被害児童生徒から「重大な被害が生じた」旨の申し立てがあったとき

・町教育委員会に迅速に報告する。
・町教育委員会と協議し、調査主体を定め、第三者を含めた組織を活用して調査する。

重大事態の疑いが発生した時のいじめ防止体制

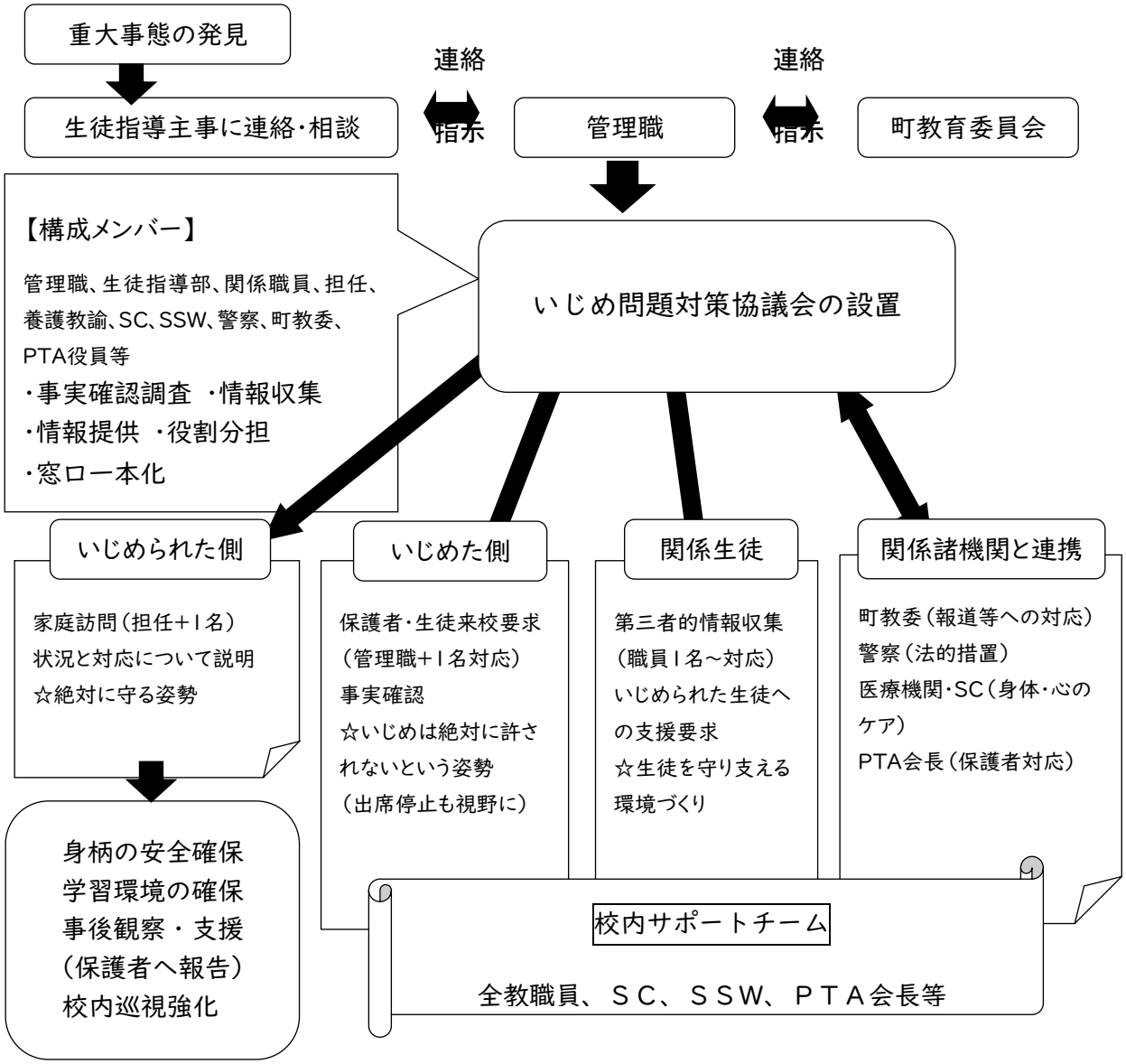

※　重大事態の疑いが持たれた時点で、いじめ問題対策協議会を立ち上げ、組織的に対応する。

○ いじめに対する基本姿勢

いじめに対しては，管理職をはじめ全職員が徹底して対応し、絶対に許さない姿勢と教職員が必ず守るという姿勢を貫く。そのために連携できる体制づくりが重要である。